

返戻金制度について

当社の紹介により、就職した者が入社後 3 カ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した手数料から次に定める金額を求人者に変換する制度です。

- | | |
|------------------------|----------------|
| ① 入社後 1 カ月以内の場合 | 全額返還するものとする。 |
| ② 入社後 1 カ月より 2 カ月以内の場合 | 50%を返還するものとする。 |
| ③ 入社後 2 カ月より 3 カ月以内の場合 | 20%を返還するものとする。 |

ただし、紹介予定派遣の場合は、派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しない。

許可番号 28-ユ-300722

事業所の名称及び所在地

株式会社ヒーモリ

代表取締役 浅井 誠

神戸市長田区日吉町 4 丁目 1-4 2F